

第1章 プラン策定に当たって

1 プラン策定の趣旨

本県ではこれまで、子どもが健やかに生まれ育つとともに、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進してきた。

しかしながら、依然として少子化の流れに歯止めがかからない状況にある中、結婚・子育てに関する県民の意識や「こども基本法」の施行などを踏まえ、若者の結婚や出産への希望をかなえ、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現に向け、総合的な少子化対策を一層推進するための行動計画として本プランを策定する。

2 プランの性格・位置づけ

- ・いしかわ子ども総合条例に基づく『県行動計画』
- ・こども基本法に基づく『都道府県こども計画』
- ・子ども・子育て支援法に基づく『都道府県子ども・子育て支援事業支援計画』
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく『都道府県行動計画』 等

3 プランの計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

第2章 プラン策定の背景

1 少子化の現状

合計特殊出生率の減少

石川県 R元 1.46 (全国22位) → R5 1.34 (全国16位)

※若者人口(20-30代)の減少 R元 222千人 → R5 210千人

※出生数の減少 R元 7,808人 → R5 6,757人

2 結婚や子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 社会環境等の変化

- ①依然として未婚化が進行
- ②核家族化の進行による子育て家庭の孤立化
- ③児童虐待相談対応件数は高止まりの状況
- ④男性の育児参加は進んでいるものの更なる育休の取得促進が必要
- ⑤令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の発生

(2) 県民の意識 ※R6「子育てに関する県民意識調査」等

【結婚】未婚者の約74%が結婚を希望

結婚していない理由(複数回答)「出会いの機会がない」約56%、「経済的理由」約35% 等

【子育て】子育てに関する4つの不安は依然として高い(複数回答)

「経済的な不安」約71%、「精神的な不安」約70%、

「子育てと仕事の両立の不安」約50%、「母子の健康への不安」約39%

【ワークライフバランス】ワークライフバランスの実現のために、職場で必要と思われるもの
男性の育児参画に対する職場の理解 60% など

<子どもの意識アンケート> 行政に望む主な意見

子どもの意見を聞く機会を設けてほしい など

第3章 プランの基本的な考え方

1 基本目標

次代を担う子どもが、心豊かにたくましく育ち、自立した大人に成長するとともに、結婚や出産の希望が
かない、安心して子どもを生み育てていくための支援の充実

2 基本的視点

- ① 子どもを権利の主体として尊重し、「子どもの最善の利益」を第一に考える
- ② 結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージの進展に応じた「切れ目のない支援」
- ③ 「社会全体」で子どもの育ちや子育て家庭を支える

第4章 具体的施策の展開（主な取組内容）

●「結婚、妊娠・出産、子育てでのライフステージに応じた切れ目のない支援」と、各ステージにわたる「ワークライフバランスの推進」や「子どもの権利擁護」の施策体系のもと、総合的な少子化対策を推進
具体的な取組内容は主なものを記載 ◎は新プランで新たに掲げるものや、近年取組を拡充したもの

結婚 ① 結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実

- 結婚を希望する若者への出会いの機会、サポート体制充実
- ◎ 「あいきゅん」による出会いの機会の提供
 - 「婚パス」による経済的負担軽減と結婚応援の気運醸成
- 若者のライフプランに対する意識の醸成
- 高校生や大学生等がライフプランを考える機会の提供
 - 高校生が乳幼児等と触れ合う体験ができる機会の提供

妊娠 ② 出産の希望がかない、安心して子どもを生み育てるための母子の健康の確保及び増進

- 子どもを持つことを希望する夫婦等への支援
- ◎ 若い世代に対する妊娠等の正しい知識の普及
 - ◎ 不妊相談から治療まで切れ目のない支援の実施
- 妊娠から出産・育児に至る一貫した母子保健対策の充実
- 妊娠から子育てまでの切れ目のない包括的な支援の提供
 - ◎ 父親になる男性への育児情報の提供

子育て ③ 全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備

- 全ての子育て家庭への支援
- マイ保育園登録制度を通じた在宅育児家庭の支援
 - ◎ 全ての子どもが認定こども園等に通園できるサービスの提供
- 質の高い幼児教育・保育サービスと放課後対策の充実
- 幼児教育・保育、放課後児童クラブの質の向上
 - 幼児教育・保育人材確保の推進
 - ◎ 子どもの居場所づくりの推進
- 経済的支援の充実
- 幼児教育・保育の無償化、第2子以降の保育料や放課後児童クラブ利用料等の無料化
 - ◎ 乳幼児等を対象とした医療費の助成
 - ◎ プレミアム・パスポートによる子育て世帯の応援
- 子育て支援のネットワークづくりと気運の醸成
- 「子育て支援メッセージしかわ」を通じた社会全体で子育てを支援する気運の醸成

子育て ④ 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備

- 学校の教育環境等の整備
- 児童生徒や保護者のニーズに対応した学校づくりの推進
 - ◎ 体罰や不適切な指導の防止
- 子どもの健全育成
- 放課後児童クラブの質の向上、児童館の活動充実
 - インターネット等の適正利用の推進
- 子どもの安全の確保
- ◎ 子ども・若者の性被害の防止の教育や啓発

子育て ⑤ 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実

- 児童虐待防止対策の強化
- ◎ 専門職員の適正配置等による児童相談所の体制強化
- 社会的養護体制の充実、ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ◎ 社会的養護を必要とする子どもの権利擁護を推進
 - ◎ ひとり親家庭の親子面会交流の支援
- 社会的な支援の必要性の高い子どもや家庭への支援
- ◎ 子ども食堂や養育費確保支援等による子どもの貧困対策
 - ◎ ヤングケアラーとその保護者への支援体制の整備
 - ◎ 相談窓口の設置等によるひきこもりに対する支援

働き方 ⑥ 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

- ワークライフバランスの取組促進
- 一般事業主行動計画の策定支援
 - ◎ 企業向け男性の育児取得促進セミナーの実施
 - ◎ 男性の子育て参画の促進及び共育での社会気運の醸成
 - 育休からの円滑な職場復帰と就業継続を支援

子どもの権利擁護 ⑦ 子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有

- 子ども若者の意見表明機会の確保、意見の施策への反映検討
- ◎ 子ども・若者に関する施策等について、子ども等から意見を聞く場を創出し、意見の施策への反映を検討
- 子どもの権利に関する理解促進
- ◎ こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容等を社会全体で共有

●令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の復旧・復興に向けた取り組みを着実に実行

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の復旧・復興

創造的復興プランに掲げられた子ども関連施策の着実な実行

- ◎ 学校や保育施設等の復旧促進
- ◎ 保育施設等への巡回支援による心のケア
- ◎ 子どもの居場所づくりの支援
- ◎ 保育士の地元定着の支援

<数値目標> 34項目	「あいきゅん」会員登録者数 R5：4,002人 → R11：6,000人	男性の育児休業取得率 R6：42.6% → R12：85.0% 等
<成果指標> 2項目	県の結婚支援事業による成婚数（H17からの累計） R5：1,360組 → R11：2,100組	合計特殊出生率 R5：1.34 → R14：1.8（国民希望出生率）

第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

市町が定める認定こども園・保育所・幼稚園等の利用希望数である「量の見込み」や施設定員である「確保方策」を踏まえ、県内全体の「量の見込み」と「確保方策」を定める

<県内全体の量の見込みと確保方策> ※現在、市町において検討中